

1. 議事日程（令和2年第4回北広島町議会定例会）

令和2年12月14日  
午前10時開議  
於 議 場

日程第1	議案第106号	令和2年度北広島町一般会計補正予算（第7号）
日程第2	議案第90号	北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
日程第3	議案第91号	議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第92号	北広島町立学校設置条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第93号	北広島町火災予防条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第94号	広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について
日程第7	議案第95号	邑南町の公の施設の使用の廃止に関する協議について
日程第8	議案第96号	邑南町斎場に係る事務の委託の廃止に関する協議について
日程第9	議案第97号	令和2年度北広島町一般会計補正予算（第6号）
日程第10	議案第98号	令和2年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第11	議案第99号	令和2年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第100号	令和2年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第13	議案第101号	令和2年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第14	議案第102号	令和2年度北広島町診療所特別会計補正予算（第2号）
日程第15	議案第103号	令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第3号）
日程第16	議案第104号	令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第17	議案第105号	令和2年度北広島町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第18	議案第106号	令和2年度北広島町一般会計補正予算（第7号）
日程第19	審査報告	請願・陳情等の常任委員会審査報告
日程第20	陳情審査	陳情第20号 地域医療構想の実施にあたって、住民の声を反映させることに関する陳情書
日程第21	陳情審査	陳情第9号 公立・公的医療機関等の「再検証」要請の白紙撤回および地域医療構想の見直しに関する陳情書
日程第22	陳情審査	陳情第11号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情書
日程第23	陳情審査	陳情第13号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書
日程第24	陳情審査	陳情第18号 令和3年度経営改善普及事業費補助金交付要望書
日程第25	発議第13号	北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第26	発議第14号	国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める意見書の提出について
日程第27	発議第15号	子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出について
日程第28	発議第16号	核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書の提出について

- 日程第29 発議第17号 尖閣諸島周辺地域での中国公船による漁船追尾等に関する意見書提出  
について
- 日程第30 発議第18号 「黒い雨」判決の控訴取り下げについての意見書の提出について
- 日程第31 閉会中の継続審査の申し出（5件）

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 湊 俊文	2番 美濃 孝二	3番 真倉 和之
5番 敷本 弘美	6番 森脇 誠悟	8番 山形 しのぶ
9番 亀岡 純一	10番 梅尾 泰文	12番 服部 泰征
13番 伊藤 淳	14番 中田 節雄	15番 大林 正行
16番 濱田 芳晴		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野 博司	副町長 中原 健	教育長 池田 庄策
芸北支所長 清見 宣正	大朝支所長 竹下 秀樹	豊平支所長 細川 敏樹
危機管理課長 野上 正宏	総務課長 畑田 正法	財政政策課長 植田 優香
管財課長 高下 雅史	まちづくり推進課長 沼田 真路	税務課長 矢部 芳彦
町民課長 榎原 ナギサ	福祉課長 芥川 智成	保健課長 迫井 一深
農林課長 宮地 弥樹	商工観光課長 中川 克也	建設課長 川手 秀則
上下水道課長 砂田 寿紀	消防本部次長 松本 浩二	学校教育課長 植田 伸二
生涯学習課長 西村 豊	会計管理者 畑田 朱美	

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 坂本 伸次                      議会事務局 小川 友里江

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 00分 開議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（濱田芳晴） おはようございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、議場内においても原則マスクを着用することとしております。マスクをしたままで議事進行させ

ていただきます。本定例会も本日が最終日となりました。本日は議案審議、採決となっております。発言を行う際もマスクをしたままで結構ですので、質疑、答弁は要点のみ簡潔に行い、採決では起立なり、挙手をはっきり分かるようお願いしておきます。ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議案第106号 令和2年度北広島町一般会計補正予算（第7号）

- 議長（濱田芳晴） 日程第1、議案第106号、令和2年度北広島町一般会計補正予算第7号を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、令和2年度補正予算の概要につきまして説明します。別冊の令和2年度補正予算書をご覧ください。令和2年度北広島町一般会計補正予算第7号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、予算の総額を188億1000万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、ひとり親世帯臨時特別給付金の事業を実施する補正を行っております。以上、詳細につきましては、担当から説明します。
- 議長（濱田芳晴） 財政政策課長。
- 財政政策課長（植田優香） 議案第106号、令和2年度北広島町一般会計補正予算第7号について、財政政策課からご説明申し上げます。今回の補正ですが、7月補正予算で計上しましたひとり親世帯への臨時特別給付金の再支給を行うための予算補正で、一般会計の補正額は800万円の増額補正で、補正後の予算額は188億1000万円となります。歳出事項別明細書1、2ページをお願いいたします。3款2項2目児童措置費、19節負担金補助及び交付金868万円を増額し、4款1項1目予備費68万円を減額するものです。続いて財源ですが、前のページの歳入事項別明細書1、2ページをお願いいたします。国庫補助金868万円を追加し、財政調整基金繰入金68万円を減額して執行する補正をお願いするものです。以上で、財政政策課から説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長（濱田芳晴） これをもって、提案理由の説明を終わります。本案については、後ほど審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 議案第90号 北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

- 議長（濱田芳晴） 日程第2、議案第90号、北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 10番、梅尾泰文であります。選挙費用に関わって公費で負担するというのは初めての試みであります。これまで、市や県議会ではこういうふうな扱いがされていたと

いうことでありますが、非常に、立候補する人にとっては、公費で支払いがされるということでもありますから、ある意味軽減がされるということでもあります。その中身について、少し議案として提出するには、こういうペーパーの文言の書き方になるのは分かりますけども、一覧表にさせていただいて、利用者、特に新しく立候補される方も当然出てくるだろうということが想定されますから、そこら辺を含めて、もう少し分かりやすく提示していただくことはできるでしょうか。お聞きをします。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 今回の条例につきましては、公職選挙法の改正に伴いまして改正するものでございます。文面とすれば、こういう文面になりますけども、先ほどご指摘ありましたように、分かりやすい形で、表にしたような形で説明をできるものを作成したいと思っております。これから説明会等も開いてまいりますので、そういう会で説明をしたり、なかなか分かりにくい部分もありますので、個別対応もしながら説明してまいりたいと思っております。

○議長（濱田芳晴） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）

○議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第90号、北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第91号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（濱田芳晴） 日程第3、議案第91号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。伊藤議員。

○13番（伊藤淳） 13番、伊藤淳です。2点お伺いします。今回の月額報酬の金額決定のために報酬審議会が開かれました。この中で、コロナの影響があるというのがありましたので、コロナの影響はどの程度影響して、この金額になったのかの質疑が1点。もう1点です。定期的な報酬審議会の開催が今後行われるかどうかをお聞きいたします。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 報酬審議会の内容、考え方につきましては、答申書として整理しております。これにつきましては、議会の皆さん方にもお配りしておりますし、ホームページにも出しておるところであります。コロナの関係につきましては、コロナの影響はあるけれども、コロナの影響については、個別にそれぞれの自治体、議会の中で議員報酬の削減であるとか、一時的なものをやっておられます。そういうところを鑑みて、コロナの影響につきましては個別に考えていただきたい。議員報酬の中には、コロナの影響は別に置いて、全体的な考え方の中で整理をしたというところでもあります。また、定期的に報酬審議会を行うかということですけども、報酬審議会の性質として、ある議題、考え方を変えていくというふうなところがない限りは、定期的にとすることはありませんけども、報酬審議会の中でも、やはりそういうところも見えていく必要があるんじゃないかということのご意見もありましたので、そこは様子を

見ながら、情勢が変わったところで報酬審議会を開いていきたいと思っております。

○議長（濱田芳晴） ほかに質疑はありませんか。梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾泰文であります。報酬審議会が答申されて、このたび議案として提案されておりますけれども、今もありましたように、新型コロナウイルスの状況を見たり、あるいは、この議会の中でも人事院が勧告したと言うものの、町の職員の一時金が0.05か月削減をするという議案が出されているわけでありまして。そういう状況の中で、いかに町の議会の報酬が安いと、低いという状況があったにしても、私は、この時期に引き上げを提案されるべきではないというふうに思っていますが、答申を重く感じられたのだらうと思っておりますが、そこのところをほぼ2万円ということでありましたが、なぜ、この時期に引き上げということをおられることになったのかというのを、あえてこの場で聞いてみたいと思っております。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） この内容につきましては、報酬審議会でも審議をしていただき、結論、考え方を示していただいたものであります。この時期ということでありまして、コロナの関係につきましては、大きな経済的・社会的影響はあろうかと思っておりますけれども、その対応につきましては、先ほど申し上げましたように、その時期において、報酬の削減でありますとか、いろんな考え方の中で、対応していただきたいというのが報酬審議会の中の考え方でございます。全体的な考え方として、町議会議員のあり方、それに対する報酬のあり方というふうな基本的なところの考え方の中で、県内情勢でありますとか議員削減の中で議員活動をしっかりしていただきたいという思いの中で、今回報酬審議会が結論を出されたものでございます。その考え方を尊重して、こういう提案をさせていただいております。

○議長（濱田芳晴） ほかに質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。最初に反対討論を許します。美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第91号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に対し、反対討論を行います。北広島町となって初めて設置された報酬等審議会において、議員報酬について審議され、平均2万円増額と答申されました。しかし、コロナ禍による影響の悪化がないものとして仮定した上での答申であり、コロナに苦しむ町民の気持ちを考えると、今報酬を上げるべきではないとの趣旨であると受け止めました。それは、答申がコロナ禍による影響についての各種判断は、本審議会ではなく、町議会の判断に委ねるとしたことで明らかです。私は、コロナの影響を受けた町民の心情を考え、議会改革調査特別委員会では月額6万円増額はもちろん、増額そのものに反対し、それは反対しました。それは次の理由からでした。1つは、新型コロナウイルス感染拡大により、休業や営業時間短縮により売り上げや収入減となっている事業者や従業員が多く、暮らしや営業が極めて厳しくなっており、この時期に議員報酬の引き上げの議論をすべきではないこと。2つ目は、議員報酬は低いとの意見がありますが、北広島町民の給与収入金額の段階を見ると、年間300万円以下が4割以上と多く、議員だけ大幅に報酬を増額することは、町民の理解は得られないからであります。報酬審議会の月額2万円増額の決定は尊重したいとは思いますが、以上の理由で反対いたします。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（濱田芳晴） 賛成討論はありますか。亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 9番、亀岡純一です。私は、議案第91号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に、賛成の立場で討論いたします。今回の議案は、北広島

町特別職報酬等審議会が広範な角度から、公正かつ慎重に審議を重ねて出された答申に基づいています。しかも、この北広島町合併してから初めてなされた審議会でありました。その答申には、1、社会経済情勢の変動、2、県内他団体の議員報酬との比較、3、議員の業務の重要性、この3項目の検討内容が詳しく報告されています。ここで注目すべき点は、本町の議員報酬額は、県内9町のうち各職で一番下位から2番目であった。北広島町において、議員定数の削減とともに、議員一人ひとりの職責は、以前にも増して大きいものとなったと認められる。さらに、仮に本町が各役職で平均2万円の増額をした場合には、県内の議員報酬の平均値へ近づくとのことです。先ほど来、言われておりますコロナ禍による影響についての判断については、本審議会ではなく、町議会の判断に委ねるといことも申し添えられておりますが、この件については、さらに議会内で検討し、その実施の時期等については2月定例会において、柔軟に対応することも考えるべきではないかというふうに思います。本議案は、今回の審議会が町民の信託に応え得る相応の水準を確保すること等を考慮し、引き上げが必要であると判断したものであり、議員報酬の本来あるべき姿を審議した結果であります。これらの点を考慮し、私は町議会議員として町民の負託に応え、今後とも町政の発展と町民の福祉向上のために、なお一層尽力することを決意し、また、今後立たれる町議会議員諸氏の奮起を期待して、本議案に賛成します。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（濱田芳晴） 反対討論はありませんか。山形議員。

○8番（山形しのぶ） 8番、山形しのぶでございます。議案第91号、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の意思で討論いたします。9月議会で議会改革特別委員会からの報告がありまして、北広島町議会議員定数条例の一部を改正する条例について、私は賛成し、議員定数が4減となりました。そのときの考えといたしましては、議会改革特別委員会が25回にも及ぶ審議がされた中で、私は自分の意思で所属をしなかったという立場です。その私が結論に意見をすべきではないと思い、賛成の意思を示しました。この度の報酬につきましても、報酬等審議会で審議を重ねていただき、答申を出されたことに対しては、大変感謝をしたいと思います。コロナ禍で大変厳しい昨今です。6月議会で可決された議案第45号、特別職の職員給与の特例に関する条例についても給料月額減が提案され、私は賛成しました。以前の職員出張旅費についても厳しい財政であることからという判断を思いまして、賛成としています。議員のなり手不足、若い世代の挑戦の支えになるように、報酬増額の考えもあるかもしれませんが、報酬のことで悩みながら議員に挑戦するような人は、議員に挑戦すべき人ではないと思っています。今後、先行き不明な今のこの状況の中、報酬及び費用弁償を改正するという事は適切ではないと思い、議案第91号について反対いたします。議員各位のご賛同をよろしくをお願いいたします。

○議長（濱田芳晴） 賛成討論はありませんか。服部議員。

○12番（服部泰征） 12番、服部泰征です。議案第91号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に、賛成の立場で討論させていただきます。まず、賛成するには2点あります。1点目は、先ほど来おっしゃっていただいた報酬審議会を開いていただき、貴重な時間を割いていただき、議論を重ねていただきました。その結果のことですので、やはりこの意見は尊重すべきと考えています。それから2点目ですが、これも出ていますが、北広島町は平均よりも低いということが挙げられています。また、次世代のことを考えると、やはり私は平均にしておくべきと考えています。これは、確かにお金が目的ではないんですが、

やはり定数も減るということが決まっていますし、また多様な方、いろいろな若い方も含めて、そういう方が活動を広げていく、そういう中では、ある程度の費用がかかるということも事実です。やはりボランティアでずっと続けていくというのは精神的にも、家族の方には厳しいと思います。その2点が賛成する私の思いで、最後なんですけど、これもコロナの影響ということ为先ほど来挙げられています。これは私も考えるべきであって、このコロナが落ち着いて民間の方、それから職員も含め、ある程度基準が戻ってから、これは上げるべきと考えていますので、それは後ほど議会の中で調整して、落ち着いてから上げるという形でいいと思いますので、この点は最後に申し添えておきます。皆さんのご賛同をお願いします。

○議長（濱田芳晴） 反対討論はありませんか。梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾泰文であります。議案第91号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に、反対の立場で討論を行います。9月に議員の定数を削減するという提案がありました。私は、本来議会というのは、町民の人たちの弁を議会に届けるということで、どのぐらいが適当かということでもありますけども、元々この町が誕生したときの議員数は26からスタートしました。そしてたくさんの町民の方の意見をこの議会の場で伝えてまいりました。それが20人になり、18人になり、16人になりということで、委員会構成にしても、なかなか工夫をしなくてはならないような状況が出てまいりました。そして9月に、12にするということが7対8で提案されたものが通ったわけです。来年の3月から12の議席でいろいろなこの町のことについて協議をしていくということになっています。そして、今の状況はどうかと言いますと、皆さんのほうから出されてきましたように、コロナの状況で、この社会全体がスムーズに動いているという状況にはありません。経営が苦しい、いろいろな状況があるでしょう。そして、今9月に提案された三役の報酬もまだ削減された状態であろうというふうに思いますし、人事院の勧告によって町の職員の一時金が0.05か月削減をされるということが、この度の補正予算にも載っているわけです。どちらを見ても生活が楽になるような状況がありません。スムーズに社会が回っているという状況にはありません。こういう状況の中で議員の定数が減ったから、なり手がいないからという思いで報酬を上げていくということ、それは、本来議員が議員として何をしたいかという趣旨からすると、思いからすると、報酬が高くないとできないんだということの裏付けにはならない。やりたいことがある、したいことがある、であるから立候補して議席を得られたんだと思います。その思いを貫いていただきたいし、県内の町の議会では、それこそ高いほうではありません。低いほうでありますけども、だからといって、議会の議員の活動ができないということではないと思います。むしろ少なくとも、その範囲の中で、できる限りのことをやり遂げるんだということこそが議員に求められるものであって、報酬を審議会が答申したからといって、提案されたからといって、この場で皆さんが否決をされるか、議決をされるかというのは、今の私たちに課せられているわけです。ぜひ、そこを考慮していただき、情勢を踏まえたら、また時期は回復し、その状況が変わってくると。そしてまた、町民の方に支持をされるという状況になってからでもいいではありませんか。私は、そのことを強く訴えて、皆様のご支持をいただきたいというふうに思っております。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（濱田芳晴） 賛成討論はありませんか。湊議員。

○1番（湊俊文） 1番、湊俊文です。私は、議案第91号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関

する条例の一部を改正する条例に、賛成の立場で討論いたします。今回の議案は、北広島町特別職報酬等審議会が合併後初めて開かれ、審議会委員の方たちが慎重に審議をしていただきました。答申によれば、実施時期が来春の町議会選挙後ということになっておりまして、ただ、このコロナ禍の時期等を考慮すれば、実施時期については柔軟に対応すべきと考えます。従いまして、私は、今回の議案第91号は賛成とし、2月定例会において、実施時期の柔軟対応に対する議員発議ができるという認識でおりますので、今回の審議会答申を尊重して、議案第91号に対しては、議員の皆様の賛同をお願いいたします。

- 議長（濱田芳晴） ほかに反対討論はありませんか。ここで、梅尾議員から発言の訂正申し出がありますので、これをゆるします。梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 先ほど討論しました中での発言で、訂正をさせていただきたいというのがありますので、許可をお願いします。9月に定数条例を出されたときの賛否であります。先ほど私、7対8でというふうに言ったんですけども、正しくは賛成が7で、反対が5でしたので、訂正のほう、よろしくをお願いします。
- 議長（濱田芳晴） はい、分かりました。ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。（起立少数）
- 議長（濱田芳晴） 起立少数です。従って、議案第91号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、否決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第92号 北広島町立学校設置条例の一部を改正する条例

- 議長（濱田芳晴） 日程第4、議案第92号、北広島町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 10番、梅尾泰文でございます。現在、川迫小学校は1年生、2年生が1人、3年生が4人、4年生、5年生が各3人、6年生が6人という児童数が18人だということにお聞きをしております。そしてまた、保育園でありますと、2歳児が3人、5歳児が2人ということで、これから将来的に見ても、子どもの数が増えるという状況にはないということでもあります。そのことは、間違いない事実であろうというふうに思いますが、これから就学するのに遠く離れているところから北広島に帰ってきて、川迫小学校に行くというふうな状況もあるのかもしれませんが、今のところ、私が知っている、今人数を言いましたところ以外で、動きがあるかどうかをお聞きしてみたいと思います。増える可能性の話でございます。いかがですか。
- 議長（濱田芳晴） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 明らかに今後転入をなさるとか、そういった情報については持ち合わせておりません。
- 議長（濱田芳晴） 梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 川迫小学校は、まだ30年近いかどうか、築年数のことを言うところではありますが、非常に学校としてもメルヘン調でかわいい立派な校舎だなというふうに思うんで

すけども、そこで児童数が減るから致し方がないなという思いも、私も何ぼか持っていますけども、今度八重小学校に統合ということになって、スクールバスで通学するという状況になると思いますが、子どもたちの安全確保は、できるだけのことをするんだというふうなことは伝わってきていますが、具体的にどのようなことを考えておられるのか。特に子どもたちの体育、体の成長に応じて運動もする、ある程度徒歩の距離もあるというふうなことも踏まえてのスクールバス利用になるのか、いや全く、家から学校まですべて乗り口から降り口まで送り届けるのよというふうになるのかというのが1点と、それからもう1つ、多分十分に地域の方と協議をされたりして物事が進められたらというふうに思いますが、あの学校を地域の方たちも含めてどのように活用、利用しようかというのは、多分十分に考えられているんだろうと思いますが、そこら辺が私のほうには聞こえてこないで、今日この場で分かる範囲でお知らせいただければありがたいなというふうに思います。

○議長（濱田芳晴） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） まず、1点目の通学方法でございます。通学方法につきましては、これまで統合準備委員会を設立させてもらいまして、その中で協議をさせてもらっております。まず、方法につきましては、路線バス方式かホープデマンド方式か、スクールバス方式かというところで提案をさせていただきまして、ホープデマンド方式でということを決めさせてもらっております。そういう方式になりますと、ドアトゥードアと申しますか、かなり家の近いところまでのお迎えが可能になってくるかと思ひまして、そういったところで、ある程度まとまったところで行かせていただくか、そういったところについては、今一度バス業者さんと10月に協議をしておりまして、地元の保護者様、児童様のご希望に沿う形で、そういった乗降場所を決めていこうとしております。11月に学校選択の手続もある中で、最終的にどなたが乗られるかというところがある程度見えてきている形ですので、乗降場所につきましても、希望に沿いながら決めていくということになっております。2点目の跡地利用、地域と十分にしているかということでございますけれども、これも統合準備委員会の中で、先般の10月の中で、どういったことにいたしましょうかというふうな提案もさせていただいております。地元の意向も踏まえながら決定をさせていただきたいということをお伝えしておりまして、町として、今これというふうな提案は、いたしていない状況でございます。以上です。

○議長（濱田芳晴） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 通学等についての方法は、割と具体的な動きがあるんだなというふうに思いますけども、学校の校舎の利用、あるいはグラウンドの利用ということについては、まだ提案も町のほうからもされていないし、地元の方からも、こういうふうな利用方法がどうでしょうかねというふうなこともないというような状況ですが、そういうふうな投げかけがされていたんですか、ないんですか。今の返答では、やっと10月にそのようなお話を出させていただいたというふうな状況しか聞こえてこないんですが、本来むしろ、そのことももっと早く同時進行ぐらいしてないと難しいのかなというふうな気がして、あと何年もあのままでおるんだ、過去に統廃合したところを含めても、何もされないまま子どもたちがいなくなった状況になっているところがあるわけですから、それらを見たときに、もっと迅速なと言いますか、慎重に、割としっかり考え方を持った中で取組しよらにゃ、いつの間にか廃墟になりつつあるよというふうなことになってはいけません、そこら辺を本当に、地域の方ともっと真剣に協議をして、さらに皆さんが納得されるような方向に行く必要があるんだろうと思いますが、いかがですか。

○議長（濱田芳晴） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） おっしゃるとおりでございます。先ほど10月で提案をさせていただきましたというのは、会議の中で申したことを今発言したわけですが、ずっと1月から統合準備委員会をさせていただく中で、もちろん跡地利用についてのことも話には出ておりました。地元としましては、地元の方にされましても、体育館をしっかりまた今後も使いたいとか、そういったことは承っておりますので、地元の方のご希望になるべく沿えるような形で協議を重ねておるといところでございます。以上でございます。

○議長（濱田芳晴） ほかにありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手多数）

○議長（濱田芳晴） 挙手多数です。従って、議案第92号、北広島町立学校設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第93号 北広島町火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（濱田芳晴） 日程第5、議案第93号、北広島町火災予防条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）

○議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第93号、北広島町火災予防条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第94号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について

○議長（濱田芳晴） 日程第6、議案第94号、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）

○議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第94号、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第95号 邑南町の公の施設の使用の廃止に関する協議について

- 議長（濱田芳晴） 日程第7、議案第95号、邑南町の公の施設の使用の廃止に関する協議についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）
- 議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第95号、邑南町の公の施設の使用の廃止に関する協議については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第96号 邑南町斎場に係る事務の委託の廃止に関する協議について

- 議長（濱田芳晴） 日程第8、議案第96号、邑南町斎場に係る事務の委託の廃止に関する協議についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）
- 議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第96号、邑南町斎場に係る事務の委託の廃止に関する協議については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第97号 令和2年度北広島町一般会計補正予算（第6号）

- 議長（濱田芳晴） 日程第9、議案第97号、令和2年度北広島町一般会計補正予算第6号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）
- 議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第97号、令和2年度北広島町一般会計補正予算第6号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第98号 令和2年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 議長（濱田芳晴） 日程第10、議案第98号、令和2年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）
- 議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第98号、令和2年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第99号 令和2年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 議長（濱田芳晴） 日程第11、議案第99号、令和2年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）
- 議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第99号、令和2年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第100号 令和2年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

- 議長（濱田芳晴） 日程第12、議案第100号、令和2年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）
- 議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第100号、令和2年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第101号 令和2年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 議長（濱田芳晴） 日程第13、議案第101号、令和2年度北広島町介護保険特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）

しと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）

- 議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第101号、令和2年度北広島町介護保険特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第102号 令和2年度北広島町診療所特別会計補正予算（第2号）

- 議長（濱田芳晴） 日程第14、議案第102号、令和2年度北広島町診療所特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）

- 議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第102号、令和2年度北広島町診療所特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第103号 令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第3号）

- 議長（濱田芳晴） 日程第15、議案第103号、令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。服部議員。

- 12番（服部泰征） 12番、服部です。歳入の2ページ、使用料、これはインターネットの増による収入増とのことなんですが、最近テレワークとか、そういったGIGAスクールなりで、インターネットの利用が増えているということで、これは分かるんですが、この加入増というのは主にどういった、速度的にはどういった回線の速度が多いとか、そういった情報が分かるでしょうか。

- 議長（濱田芳晴） 総務課長。

- 総務課長（畑田正法） インターネットの速度別の加入状況であります。数的には、行政報告で報告させていただきました3085件を基本に説明をさせていただきます。一番多いのが10Mbpsであります。加入が約1800件の約6割程度占めております。最近、高速化30Mbps、120Mbpsの加入が増えております。割合的には、30Mbpsが25%、120Mbpsが11%と、割合的にはそうですけども、増加率でいえば、この30、120が1年前に比べて2割程度増えている状況であります。10Mbps、1Mbpsにつきましては、逆に若干減っているというふうな状況であります。

- 議長（濱田芳晴） 服部議員。

- 12番（服部泰征） ただ、値段よりも速度のほうに皆さん少しずつ移行されてて、きたひろの増とともに、新しく入られる方というのは120Mbpsのほうが多いんでしょうか。

- 議長（濱田芳晴） 総務課長。

- 総務課長（畑田正法） 新規加入と、加入の中で、新たにインターネットを引かれる方おられますけども、先ほど申し上げましたように、増加率でいえば、30と120Mbpsが2割増加している状況でありますので、加入については、ほぼほぼそうなんだろうと思ってます。
- 議長（濱田芳晴） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）
- 議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第103号、令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第104号 令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- 議長（濱田芳晴） 日程第16、議案第104号、令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）
- 議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第104号、令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第105号 令和2年度北広島町水道事業会計補正予算（第1号）

- 議長（濱田芳晴） 日程第17、議案第105号、令和2年度北広島町水道事業会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）
- 議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第105号、令和2年度北広島町水道事業会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第106号 令和2年度北広島町一般会計補正予算（第7号）

- 議長（濱田芳晴） 日程第18、議案第106号、令和2年度北広島町一般会計補正予算第7号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。美濃議員。

- 2番（美濃孝二） 2番、美濃です。対象者の中で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっているひとり親世帯の方は、申請が必要であるとのこと。しかし自分が該当するかどうか分からない方もあると聞きます。どのように周知されるのか伺います。
- 議長（濱田芳晴） 福祉課長。
- 福祉課長（芥川智成） 児童扶養手当の該当になるかならないかのご質問ですが、まず、町のホームページに申請書類等の様式を貼りつけております。その様式の中にそれぞれ扶養の数等の基準額表が記載されておりますので、そちらをご覧くださいませるか、または福祉課の子育て支援係に個別にご相談していただくこと。あと併せまして、厚生労働省のコールセンターも設置をされておりますので、そちらでお問合せをしていただければと思います。
- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） そうすると、ホームページを見たり、厚労省のホームページ等を見ない限りは分からないということで、ちょっと心配なんですけども、もっと届くように、数は多くなくとも、一人も残さないという立場からすれば、考える必要があると思うんですが、例えば、ひとり親世帯で、コロナの影響で収入が減った方で、児童扶養手当や基本給付を一度も受けていない方はぜひ問い合わせてくださいというふうにするとか、こういうふうに周知してはどうかと。あと学校等の協力も得てはどうかと思いますが、いかがでしょうか。
- 議長（濱田芳晴） 福祉課長。
- 福祉課長（芥川智成） 児童扶養手当を受給されている方、併せて児童扶養手当を申請をされても所得制限等によって停止を受けておられる方については、すべて個人に対して通知を行っておりますので、100%通知をしておるところでございます。
- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） これまで申請をしたり、受給している方は分かります。しかし、このコロナの影響で収入が減ったということで、初めてそこに該当する方もあるかもしれない。所得についても非常に細かく、一人の場合や二人の場合や三人の場合とあるわけですね。ですから、分かりやすく、先ほど提案したようなことは全く考えていないでしょうか、伺います。
- 議長（濱田芳晴） 福祉課長。
- 福祉課長（芥川智成） 児童扶養手当等を申請されていない方につきましては、これまで9月、12月、今後2月の広報等によってお知らせをしていきたいと思っております。また、ホームページ等も掲載しておりますので、そちらをご覧くださいませればと思います。
- 議長（濱田芳晴） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手多数）
- 議長（濱田芳晴） 挙手多数です。従って、議案第106号、令和2年度北広島町一般会計補正予算第7号は、原案のとおり可決されました。暫時休憩をします。15分から再開させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 04分 休憩

午前 11時 15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（濱田芳晴） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 請願・陳情等の常任委員会審査報告

○議長（濱田芳晴） 日程第19、請願・陳情等の常任委員会審査報告を議題とします。本定例会で、各常任委員会へ審査の付託を行っております請願・陳情等の審査結果の報告を求めます。文教厚生常任委員会、山形委員長。

○文教厚生常任委員長（山形しのぶ） 令和2年12月14日、北広島町議会議長濱田芳晴様。文教厚生常任委員会委員長山形しのぶ。委員会審査報告をいたします。令和2年12月3日、本会議において、本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、陳情第20号。件名、地域医療構想の実施にあたって、住民の声を反映させることに関する陳情書。こちらは、令和元年12月定例会閉会中の継続審査分です。審査の結果は、不採択といたします。理由といたしまして、地域医療を守るために適した地域医療構想と考えられるためです。続いて、陳情第9号、公立・公的医療機関等の再検証の要請の白紙撤回、および地域医療構想の見直しに関する陳情書です。こちらは、令和2年9月定例会閉会中の継続審査分です。審査の結果は、不採択です。こちらは、地域医療を守るために適した地域医療構想と考えられるため、以上の審査となりました。続いて、陳情第11号、国の責任による20人学級を展望した少人数学級の前進を求める陳情書です。こちらは、審査の結果は、採択といたします。理由といたしまして、一人ひとりに行き届いた教育を保障するために、国が責任をもって少人数学級の前進と、そのための教職員定数改善が求められているため、採択といたしました。こちらは意見書を提出いたします。続いて、事件の番号、陳情第13号、子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書です。こちら、審査の結果は採択です。理由といたしまして、北広島町では既に実施されていますが、県レベルでの取組が必要であるため、採択といたしました。こちらについても意見書を提出いたします。以上、委員会の審査報告といたします。

○議長（濱田芳晴） 続いて、産業建設常任委員会、伊藤委員長。

○産業建設常任委員長（伊藤淳） 令和2年12月14日、北広島町議会議長濱田芳晴様。産業建設常任委員会委員長伊藤淳。委員会審査報告です。令和2年12月3日、本会議において、本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。事件番号、陳情第18号。件名、令和3年度経営改善普及事業費補助金交付要望書。審査の結果、採択です。理由としましては、北広島町商工会の活発な事業活動は、地域経済、地域コミュニティの活性化につながるため、採択とします。

○議長（濱田芳晴） 以上で、常任委員会の審査報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第20 陳情審査

- 議長（濱田芳晴） 日程第20、陳情審査を行います。陳情第20号、地域医療構想の実施にあたって、住民の声を反映させることに関する陳情を議題とします。これより質疑を行います。文教厚生常任委員会委員長の審査報告に対して、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。陳情第20号、地域医療構想の実施にあたって、住民の声を反映させることに関する陳情書は、令和元年12月議会に提出され、文教厚生常任委員会で審議してきましたが、この12月議会において不採択としたものです。私は、この不採択に反対し、討論を行うものです。この陳情趣旨は、1つは、2025年までに入院ベッド数を全国で削減する厚生労働省の地域医療構想は、医療費の抑制を目的としており、機械的に病床が削減されれば、地域医療の崩壊を招くおそれがあると憂慮されること。2つ目に、さらに厚生労働省が令和元年度9月に公表した再編・統合が必要な全国424の公立・公的病院名の中には、広島県の13の病院が対象となっているが、多くが地域に密着し、地域医療を担う中小病院であること。特に、慢性期医療や在宅医療は専ら中小病院や開業医に押しつけられ、病院削減の過程で小規模病院が切り捨てられる危険性があると指摘し、機械的な病床削減は行わず、地域の実情に十分耳を傾けるよう、国に意見書の提出を求めています。このことに対して、県も同様の見解であることが明らかとなりました。先月11月12日、公立・公的病院の統廃合方針の撤回を求める広島県内の共産党地方議員団に対する広島県健康福祉局医療介護計画課の見解です。それは、地域によって公立・公的医療機関の果たす役割は異なっており、こうした地域の個別事情を踏まえ、全国一律の基準で評価し、再編・統合を推進することは適切ではない。今回の分析だけでは判断し得ない診療領域や地域の実情に関する知見も補いながら、民間の医療機関も含め、各病院が果たすべき役割等を踏まえた医療機能の分化連携について、地域医療構想調整会議での議論を加速していきたいとのこと。これは、この陳情項目である、国は地域医療を守るため、機械的な病床削減は行わず、地域の実情に十分耳を傾けることと一致しています。さらには、機械的に病床を削減することが、住民の命と健康を脅かすことが今、日々明らかとなっています。12月12日現在、急激なコロナ感染症拡大により、全国で病床逼迫の事態となっています。感染が最も深刻で、医療供給体制が機能不全に陥るおそれがあるステージ4の指標である病床使用50%以上が5都道府県、病床使用率が医療提供体制に大きな支障が出るおそれがあるステージ3の指標の20%を超えたのは、広島県を含む19県となり、医療崩壊の危機が現実のものとなっているのです。このようなときに病床を削減することは、コロナ禍で心配している町民を一層不安にさせるだけでなく、命と健康を守ることはできません。私たちに今求められているのは、この陳情を採択して、機械的に病床や病院を削減するなど、国に意見書を提出することではないでしょうか。よって、この陳情を不採択にした文教厚生常任委員会の結論に反対します。また、今年の9月議会に提出された、ほぼ同趣旨の陳情第9号、公立・公的医療機関等の再検証要請の白紙撤回、および地域医療構想の見直しに関

する陳情書に対しても、文教厚生常任委員会是不採択としましたが、これに対しても、以上述べた理由で反対することを述べておきます。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（濱田芳晴） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本件について採決します。本件について、文教厚生常任委員会の委員長の報告は不採択です。採決については、北広島町議会会議規則第81条の規定により、議題について賛成する者の多少を認定して、可否の結果を宣告することになっています。よって、委員長の報告が不採択の場合の採決は、採択することに賛成の方の起立を求めます。本件について、採択とすることに賛成の方は起立をお願いします。（起立少数）

○議長（濱田芳晴） 起立少数です。従って、陳情第20号、地域医療構想の実施にあたって、住民の声を反映することに関する陳情書は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第21 陳情審査

○議長（濱田芳晴） 日程第21、陳情審査を行います。陳情第9号、公立・公的医療機関等の再検証要請の白紙撤回、および地域医療構想の見直しに関する陳情書を議題とします。これより質疑を行います。文教厚生常任委員会委員長の審査報告に対して、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本件について採決します。本件について、文教厚生常任委員会委員長の報告は不採択です。採決については、北広島町議会規則第81条の規定により、議題について賛成する者の多少を認定して、可否の結果を宣告することになっています。よって、委員長の報告が不採択の場合の採決は、採択することに賛成の方の起立を求めます。本件について、採択とすることに賛成の方は起立をお願いします。（起立少数）

○議長（濱田芳晴） 起立少数です。従って、陳情第9号、公立・公的医療機関等の再検証要請の白紙撤回、および地域医療の見直しに関する陳情書は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第22 陳情審査

○議長（濱田芳晴） 日程第22、陳情審査を行います。陳情第11号、国の責任による20人学級を展望した少人数学級の前進を求める陳情書を議題とします。これより質疑を行います。文教厚生常任委員会委員長の審査報告に対して、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本件について採決します。本件について、文教厚生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の

方は、挙手をお願いします。（挙手全員）

- 議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、陳情第11号、国の責任による20人学級を展望した少人数学級の前進を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第23 陳情審査

- 議長（濱田芳晴） 日程第23、陳情審査を行います。陳情第13号、子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書を議題とします。これより質疑を行います。文教厚生常任委員会委員長の審査報告に対して、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本件について採決します。本件について、文教厚生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。（挙手全員）

- 議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、陳情第13号、子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第24 陳情審査

- 議長（濱田芳晴） 日程第24、陳情審査を行います。陳情第18号、令和3年度経営改善普及事業費補助金交付要望書を議題とします。これより質疑を行います。産業建設常任委員会委員長の審査報告に対して、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本件について採決します。本件について、産業建設常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。（挙手全員）

- 議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、陳情第18号、令和3年度経営改善普及事業費補助金交付の要望書は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第25 発議第13号 北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例

- 議長（濱田芳晴） 日程第25、発議第13号、北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について、趣旨説明を求めます。9番、亀岡議員。

- 9番（亀岡純一） 発議第13号、令和2年12月14日、北広島町議会議長濱田芳晴様。提出者、北広島町議会議員亀岡純一。賛成者、北広島町議会議員真倉和之、同山形しのぶ、同伊藤

淳。北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨を説明します。議員定数の改正に伴い、常任委員会の構成、名称、委員定数等を次のとおり改正することを提案します。総務常任委員会と文教厚生常任委員会を統合し、総務常任委員会とし、委員定数は6人とします。また、総務常任委員会の所管であるまちづくり推進課、消防本部を産業建設常任委員会の所管とします。議会広報特別委員会を議会広報常任委員会とし、委員定数は6人とします。また、議会運営委員会の定数は5人とします。以上、議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（濱田芳晴） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。最初に反対討論を許します。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。（起立全員）

○議長（濱田芳晴） 起立全員です。従って、発議第13号、北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 発議第14号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める意見書の提出について

○議長（濱田芳晴） 日程第26、発議第14号、国の責任による20人学級を展望した少人数学級の前進を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が、意見書案の朗読を行います。事務局。

○事務局長（坂本伸次） 国の責任による20人学級を展望した少人数学級の前進を求める意見書案。新型コロナウイルス感染拡大による臨時休業中や学校再開への移行段階で、3密を避けるために、クラスの2分の1程度で授業ができる分散登校や時差登校が行われました。20人程度で授業を受けた子どもたちからは、いつもより勉強がよく分かった、手を挙げやすかったなどの声が聞こえ、教職員から、ゆとりを持って子どもたち一人ひとりと丁寧に関わることができた、保護者から、感染から子どもを守るには20人ぐらいがいいなどの肯定的な声が上がりました。20人で授業を受けられるようにすることが感染拡大を防ぐとともに、豊かな学びを実現することにつながることで実感されました。学校を再開するにあたり、感染拡大防止対策として、教室の密を避けるための少人数学級・授業、学校規模の縮小などが必要です。そのためには、教職員を増やすことが不可欠です。現行の40人学級では、子どもたちの命と健康を守ることができません。教室に社会的距離を確保するには、20人程度で授業できるようにする必要があります。今、20人学級を展望した少人数学級の前進が求められています。さらに教職員も40人学級で感染防止対策をしながら授業時間の確保に追われている学校現場の状況があります。子どもも教職員もくたくたになっている。消毒作業など過重な労働、感染拡大を招いてはならないという精神的な負担など、悲痛な声が上がっています。様々課題を抱えた子どもたちが増える中、一人ひとりに行き届いた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独

自に少人数学級を実施していますが、国の責任による少人数学級は小2で止まったまま8年連続で見送られています。コロナ禍の中で20人学級を展望した少人数学級の前進は、圧倒的多数の父母・保護者と教職員、地域住民の強い願いです。それに応えて自治体独自の少人数学級は、今年度も着実に前進しています。しかし、国の責任による施策ではないため、自治体間格差が広がっていることも厳しい現実です。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、国が責任を持って少人数学級の前進と、そのための教職員定数改善を行うことが極めて重要です。よって、北広島町議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。記。1、子どもたちの命と健康を守り、成長と発達を保障するため、緊急に30人程度で授業ができるようにすること。そのために教職員増と教室確保を国の責任で行うこと。2、20人学級を展望し、少人数学級を実現すること。そのために国は、標準法を改正し、教職員定数改善計画を立てること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和2年12月14日、広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。以上でございます。

- 議長（濱田芳晴） これで、意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。8番、山形議員。
- 8番（山形しのぶ） 発議第14号、令和2年12月14日。北広島町議会議長濱田芳晴様。提出者、北広島町議会議員山形しのぶ。賛成者、北広島町議会議員美濃孝二、同敷本弘美、同大林正行。国の責任による20人学級を展望した少人数学級の前進を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。趣旨でございます。一人ひとりに行き届いた教育を保障するため、多くの自治体が独自で少人数学級を実施しているが、国が責任を持って20人学級を展望した少人数学級の前進と、そのための教職員定数改善を行うことを要請するものです。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。
- 議長（濱田芳晴） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。（起立全員）
- 議長（濱田芳晴） 起立全員です。従って、発議第14号、国の責任による20人学級を展望した少人数学級の前進を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 発議第15号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出について

- 議長（濱田芳晴） 日程第27、発議第15号、子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が、意見書案の朗読を行います。事務局。
- 事務局長（坂本伸次） 子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書案。全国の自治体で子どもの医療費助成制度の拡充が進み、厚生労働省の2018年度調査で、高校卒業まで実施している自治体は、入院・通院とも全体の3割を超えている。また、中学校卒業まで実施を合わせ

ると、入院・通院とも約9割の自治体に上っている。これは、子どもの医療費助成制度を求める住民の要求が高いことを表している。広島県のように、入院・通院ともに就学前にとどまっている都道府県は、全国でも半数以下となっている。広島県は、国がやることとの理由で、国へは要請をしているものの、県としては16年間、制度拡充を行っていない。広島県内の市町においては、自治体の努力により拡充が進んでおり、県内23市町のすべてが県の制度を上回っている。一方、自治体間の格差が広がっているのが現状である。広島県は、県民の要求や県内自治体の状況に向き合い、子どもの医療費助成制度の拡充に向けて取り組むときに来ていると考える。よって、県においては、子どもの医療費助成制度において、次の措置を講ずるよう強く要望する。記。1、県は県独自の助成制度の拡充を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。令和2年12月14日、広島県北広島町議会。提出先、広島県知事。以上でございます。

○議長（濱田芳晴） これで、意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。15番、大林議員。

○15番（大林正行） 発議第15号、令和2年12月14日、北広島町議会議長濱田芳晴様。提出者、北広島町議会議員大林正行。賛成者、北広島町議会議員美濃孝二、同敷本弘美、同山形しのぶ。子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。発議の趣旨でございますが、子どもの医療費助成制度は、全国の自治体で拡充が進み、広島県内の市町各自自治体においても拡充の努力がなされている。しかし、広島県においては、未だに子どもの医療費助成は入院・通院とも就学前にとどまっている。住民の要望や県内各自自治体の状況に向き合い、県として子ども医療費助成制度拡充に取り組むよう要請するものでございます。議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（濱田芳晴） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。（起立全員）

○議長（濱田芳晴） 起立全員です。従って、発議第15号、子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 発議第16号 核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書の提出について

○議長（濱田芳晴） 日程第28、発議第16号、核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が、意見書案の朗読を行います。事務局。

○事務局長（坂本伸次） 核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書案。2017年7月に国連で採択された核兵器禁止条約の批准国が、今年11月50

か国に達し、来年1月22日に条約が発効する見込みとなりました。このことは、こんな思いをほかの誰にもさせてはならないという被爆者の思いが、国際社会を大きく動かしたものであり、広島県民、さらには人類の悲願である核兵器の禁止・廃絶を具体化する大いなる一步となるものであります。一方、核兵器を保有する国や核の傘の下にある国々は核兵器禁止条約に反対している状況にあり、今後、核兵器禁止条約を包括的で実効性の高いものにしていくことが大きな課題となっております。被爆地である広島市が会長都市となって、国内の1733都市を含む世界164か国・地域の7900を超える都市で構成する平和首長会議は、核兵器禁止条約の発効が確実となったことを受け、条約の効果的な運用と発展に向けた議論への参画及び締約国会合への参加を要請する書簡を、核保有国及びその同盟国などに送っております。唯一の被爆国である我が国は、核兵器廃絶の実現に向け、特別の役割と責任を負っています。よって、国会及び政府におかれては、核兵器禁止条約が発効することを見込んで、下記の事項を行動に移すことにより、核兵器保有国と非保有国の橋渡しを積極的に進めるなど、核兵器禁止条約の実効性を高めるために主導的役割を果たされるよう強く要請します。記。1、核兵器禁止条約を早期に署名・批准すること。それまではオブザーバーとして締約国会合及び検討会議に参加すること。2、締約国会合の開催に当たっては、迎える平和の取組を推進する被爆地広島で開催するよう国連に対して働きかけること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和2年12月14日、広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣。以上でございます。

○議長（濱田芳晴） これで、意見書案の朗読を終わります。本案について、趣旨説明を求めます。10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 発議第16号、令和2年12月14日、北広島町議会議長濱田芳晴様。提出者、北広島町議会議員梅尾泰文。賛成者、北広島町議会議員美濃孝二、同真倉和之、同森脇誠悟、同山形しのぶ、同服部泰征、同中田節雄。核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨、核兵器のない、誰もが望む安心・安全な地球環境を築くために、今こそ日本政府として英断をされるよう強く要請するために意見書を提出するものであります。各議員の賛同をよろしく願いいたします。

○議長（濱田芳晴） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。（起立多数）

○議長（濱田芳晴） 起立多数です。従って、発議第16号、核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 発議第17号 尖閣諸島周辺海域での中国公船による漁船追尾等に関する意見書提出について

- 議長（濱田芳晴） 日程第29、発議第17号、尖閣諸島周辺海域での中国公船による漁船追尾等に関する意見書提出についてを議題とします。事務局が、意見書案の朗読を行います。事務局。
- 事務局長（坂本伸次） 尖閣諸島周辺海域での中国公船による漁船追尾等に関する意見書案。外務省によると、2015年12月22日には、外観上明らかに機関砲を搭載した中国公船による接続水域への入域が初めて確認され、同月26日以降は当該船舶による領海侵入も発生している。2018年7月1日には、中国海警局が人民武装警察部隊に編入されている。コロナ禍の渦中にあった今年5月8日午後4時50分頃、日本の領海内に侵入した中国海警局の公船2隻が、尖閣諸島・魚釣島の西南西約12kmの海上で、操業中の沖縄漁船に接近し追尾し、海上保安庁の船が間にあって事なきを得るという事態が発生した。その後も中国公船は領海内への侵入や漁船への接近等を繰り返し、10月には日本政府による尖閣諸島国有化以降、過去最長となる57時間以上にわたり日本の領海内にとどまるなど活動を強めている。また、今年に入り、11月12日までに尖閣諸島周辺における中国公船が293日確認され、領海への侵入は21日に上るなど異常な事態が続いており、周辺で操業を行う沖縄県漁業者に対し、これまでにない大きな脅威と不安を与えている。尖閣諸島は、1895年（明治28年）1月に日本政府が沖縄県への所轄を決定して以来、歴史上も国際法上も認められた我が国固有の領土であることは紛れもない事実であるにもかかわらず、同海域で頻発する中国公船の沖縄県漁船に対する威嚇行為は、今後さらなる不測の事態を招くおそれがあり、断じてあってはならない。よって、本町議会は、世界平和実現に向かって不断の努力を続ける決意を持って取り組む立場から、政府に対し、尖閣諸島周辺海域における中国公船による沖縄県漁船への追尾・威嚇行為などを行わないよう中国政府に働きかけるとともに、日中両国間の緊張がエスカレートすることを避けるため、平和的な外交によって中国との関係改善を図りながら、冷静かつ毅然たる態度で、尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保について、適切な措置を講ずるよう強く要請する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年12月14日、広島県北広島町議会。提出先、内閣総理大臣、外務大臣、国土交通大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣。以上でございます。
- 議長（濱田芳晴） これで、意見書案の朗読を終わります。本案について、趣旨説明を求めます。9番、亀岡議員。
- 9番（亀岡純一） 発議第17号、令和2年12月14日、北広島町議会議長濱田芳晴様。提出者、北広島町議会議員亀岡純一。賛成者、北広島町議会議員湊俊文、同美濃孝二、同真倉和之、同山形しのぶ、同服部泰征、同中田節雄。尖閣諸島周辺海域での中国公船による漁船追尾等に関する意見書提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨を説明します。日本の領海内に侵入した中国海警局の公船が、尖閣諸島・魚釣島の近海で操業中の沖縄漁船に接近し、追尾する事態が発生しました。その後も同国公船は、領海内への侵入や漁船への接近等を繰り返し、活動を強めています。我が国固有の領土である同海域で頻発する中国公船の沖縄県漁船に対する威嚇行為は、断じてあってはなりません。日本政府は、尖閣諸島周辺の領海、排他的経済水域における安全確保について、適切な措置を講ずるよう強く要請するものであります。以上、議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（濱田芳晴） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（濱田芳晴） 起立多数です。従って、発議第17号、尖閣諸島周辺海域での中国公船による漁船追尾等に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 発議第18号 「黒い雨」判決の控訴取り下げについての意見書の提出について

○議長（濱田芳晴） 日程第30、発議第18号、黒い雨判決の控訴取り下げについての意見書の提出についてを議題とします。事務局が、意見書案の朗読を行います。事務局。

○事務局長（坂本伸次） 黒い雨判決の控訴取り下げについての意見書案。7月29日に広島地裁で出された黒い雨訴訟の判決は、原告全員を被爆者と認定し、被爆者健康手帳の交付を命じた。しかし8月12日、国は広島市と広島県が控訴断念を求めたにもかかわらず控訴した。これは、半世紀近くにわたり、黒い雨地域の拡大を求め続けてきた原告や家族、支援者の願いを踏みにじるものであり、極めて遺憾である。原告はいずれも高齢となり、4年を超える裁判の中で十数名が既に亡くなっている。これ以上時間をかけることはできない。北広島町においても、今の豊平地域で黒い雨を浴び原告団の一人になっている方や、降雨地域を拡大し、補償してほしいと訴える住民もおられ、既に亡くなった方も少なくない。そのため北広島町は平成22年7月、国に対し、広島県と広島市など新降雨地域に含まれる市町と連名で、指定地域の拡大の要望書を提出、さらに北広島町議会は、平成22年9月、平成24年6月の2回にわたって、原爆黒い雨指定地域の拡大を求める意見書を国に提出してきた。そして、この度やっと、広島地裁が、黒い雨に浴びた被告全員を被爆者として認定し、被爆者健康手帳の交付を命じたのである。しかし、国は控訴した。よって、北広島町議会は、国に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。記。1. 広島地裁の判決を受け入れ、直ちに控訴を取り下げること。2. 原告84人全員を被爆者と認定し、被爆者健康手帳を交付すること。3. 宇田・増田・大滝降雨図の3降雨域のすべてを健康診断受診者証・被爆者健康手帳の交付地域に指定すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和2年12月14日、広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。以上でございます。

○議長（濱田芳晴） これで、意見書案の朗読を終わります。本案について、趣旨説明を求めます。2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。発議第18号、令和2年12月14日、北広島町議会議長濱田芳晴様。提出者、北広島町議会議員美濃孝二。賛成者、北広島町議会議員中田節雄。黒い雨判決の控訴取り下げについての意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨です。広島地裁は、黒い雨訴訟判決で、原告全員を被爆者として認定し、被爆者健康手帳の交付を命じた。これは、長年健康を害し、苦しんできた人たちを励ます成果となった。しかし国が

控訴したため、控訴を取り下げ、判決どおり被爆者健康手帳等の交付を求めるものであります。議員皆さんのご賛同をお願いします。

- 議長（濱田芳晴） これにて趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。服部議員。
- 12番（服部泰征） 12番、服部です。趣旨は大変理解できて、一刻も早く救われるべきと思うんですが、これは、また国の控訴の理由もやはりもう一度検査して、A I 等用いて検査して、確定できるために控訴をしたというふうにも伺っています。やはりこの時期にしなければいけないのでしょうか。
- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃です。この時期にということですが、意見書の中にもありますように、黒い雨を浴びて戦後75年苦しんできた方々の思いを受け止めるなら、初めてはっきりとした判決が出された以上、一刻も早く被爆者と認定して、手帳交付を求めることが必要ではないか。裁判中も次々と亡くなっています。控訴していろいろ調べると言いますが、いつ調査が終わるかもはっきりしていません。原告の皆さんの話だと、もう今回が最後というふうに言っています。国の控訴について検証するということであるならば、まず地裁の判決を受け入れて、84人全員に手帳を交付して、その後調査をして拡大をすればいいのではないかとこのように考えます。
- 議長（濱田芳晴） 服部議員。
- 12番（服部泰征） その点は理解できたんですが、私自身、まだ控訴の詳しい内容、また、これを取り下げた場合、また控訴を続けた場合、今後どういった流れになるのか、詳しい説明を受けてないんです。だから、一旦詳しい説明を専門家から受けて、それからの判断でもいいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。
- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） すべて調べてからというお気持ちも分かりますが、そういう時間的なこともなかったので、それについては、誠に申し訳ないという気持ちはありますが、しかし、この時期にぜひ意見書を上げていかせてはどうかと、安芸太田町も既に意見書を国に提出しています。今、まさに北広島町内で、この判決に励まされた人たちがおられると思います。その控訴の内容等も含めて、ぜひ今後検討していただくことはやぶさかではありませんが、今の時期に、ぜひこの意見書を国に提出させていただけるよう、賛同をお願いしたいというふうにお問い合わせいたします。よろしくお願いします。
- 議長（濱田芳晴） ほかに質疑はありませんか。伊藤議員。
- 13番（伊藤淳） 13番、伊藤淳です。要請する項目のうち、3番目、宇田・増田・大滝降雨図の3降雨域のすべてを健康診断受診者証、被爆者健康手帳の降雨地域に指定することとあります。こちらのほう、当時住んでいた方等が対象になると思うんですが、現在ご存命の方や当時住んでいた方、こういったのがおよそどれぐらいかというデータがあるのであれば、お願いいたします。
- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 正確な数は掌握しておりませんが、関係者の話を先日伺いましたら、万の単位の人たちがいるだろうというふうに聞かせていただきました。
- 議長（濱田芳晴） そのほか質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わ

ります。これより討論を行います。討論はありませんか。伊藤議員。

○13番(伊藤淳) 13番、伊藤淳です。黒い雨判決の控訴取り下げについての意見書、こちらについて、反対の立場で討論いたします。私の祖父も被爆しておりますので心情は理解できません。しかし、元々の陳情になかった3の項目です。宇田・増田・大滝降雨図の3降雨域のすべてを健康診断受診者証・被爆者健康手帳の交付地域に指定すること。こちらのほうありませんでした。こちらのほう、対象人数、先ほどおおよその数はお聞きしたんですが、まだまだ不明確なところもあるかなと思います。よって、意見書として、この点出す段階にはまだないと私は考え、反対の立場で討論いたします。

○議長(濱田芳晴) ほかに討論ありますか。中田議員。

○14番(中田節雄) 14番、中田です。私は、この意見書に賛成の立場から討論いたします。我が国は、世界で初めての被爆国であります。長崎と広島、多くの犠牲者を出しました。全く惨たんたる状況の中で、よくぞここまで復興したものだと思うわけであります。今ここに、黒い雨の判決、広島地裁から受けて、原告団に被爆者健康手帳を交付するということになったわけでありますけども、まだまだ多くの方々がこの訴訟に参加してしかるべきだと思うわけであります。しかしながら、何らかの事情で県外へ移住された方もおられる。原爆の後遺症に苦しみながらも耐えておられる。広島県、長崎、この両県で原爆被爆者を語ることに、他県に行ってそのことを語ることに、多少温度差があります。多少と言いますか、大きく温度差があります。その中で、黒い雨を浴びておっても、私は被爆者だということが言えない実態もある。ですから、この原告、この原告団に加わりたくても加われなかった方もおられるのではなからうか。もう既にこの方々は非常に高齢であります。調査を待って、待つ間に亡くなられる。こうした状況が生じておるわけであります。よく考えてください。私たちは、原水禁の禁止、このことについても、この議会として核兵器禁止、このことについていろいろ検討し、意見書も送ってまいりました。だけど、この被爆に対してもうちょっと調査をしろという時間的余裕はこの原告団の中には残されていないんであります。原告団の中の一人が自分のおじいちゃん、おばあちゃんであったときに、この問題をどう捉えるだろうか。皆さんの賢明なる判断をお願いします。

○議長(濱田芳晴) ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。(起立少数)

○議長(濱田芳晴) 起立少数です。従って、発議第18号、黒い雨判決の控訴取り下げについての意見書の提出については、否決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第31 閉会中の継続審査の申し出

○議長(濱田芳晴) 日程第31、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。お手元に配付したとおり、文教厚生常任委員会委員長並びに産業建設常任委員会委員長により、それぞれ閉会中の継続審査の申し出が提出されております。お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

- 議長（濱田芳晴） ご異議なしと認めます。従って、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。以上で、本日の日程を全部議了しました。会議を閉じます。ここで、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。町長。
- 町長（箕野博司） 12月議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。12月3日の開会から本日までの12日間、議員の皆様におかれましては、終始熱心な調査、ご議論、ご審議の下、提案いたしました議案につきまして、議員報酬の議案以外にご承認をいただきました。ありがとうございました。今後とも町行政の運営につきまして、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。現在、新型コロナウイルスの感染が拡大しております。これからも町民の皆様生命と健康を守ることを第一に、感染拡大防止に全力で取り組んでまいります。時節柄、議員、町民の皆様にはご自愛をいただき、より一層のご健勝を祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。
- 議長（濱田芳晴） 閉会に当たり、一言申し上げます。本定例会は、12月3日から本日まで12日間の会期でありました。提出議案や陳情案件などを慎重審議され、全ての議案を議了しました。行政におかれましては、本定例会における質疑や意見などを今後の予算編成及び予算執行に反映されるよう要望しておきます。今年もあとわずかとなりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が急激に広まっており、医療機関等に働いておられる医療従事者の皆さんに対しまして、北広島町議会からも心から感謝を申し上げます。なお、議員各位の申し合せにより、特に、年末年始における地域行事への参加や出席などはできる限り控えていただくようお願いいたします。また、今年一年、皆様方の協力、ご支援に感謝しますとともに、議員各位にはくれぐれもご自愛の上、新年を迎えられ、来年は健康で幸多き年となることを祈念申し上げます。以上で、令和2年第4回北広島町議会定例会を閉会します。皆様、大変ご苦労さんでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 24分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~